

第39回神奈川県障害者自立支援協議会 議事録

開催日時	令和7年8月21日（木）13時30分から16時30分まで
開催場所	神奈川県庁西庁舎7階701会議室
出席者 (敬称略)	【会長】鈴木委員 【委員（名簿順）】小山委員、小泉（智）委員、下条委員、山崎委員、岡西委員、八重樫委員、柳沢委員、村井委員、田中委員、笹田委員、安田委員、森下委員、高橋委員、竹田委員、関野委員、井上委員、川本委員 【代理出席】渡辺氏（中村委員代理）、三瓶氏（杉山委員代理） 【欠席】吉田委員、菊本委員、奈良委員、小泉（亜）委員
傍聴者	2名
次回予告	令和8年3月頃
担当者	障害福祉課企画グループ 藤岡 電話 (045)285-0528 フaxシミリ (045)201-2051
掲載形式	議事録
協議会経過	下記のとおり

議題

1 協議事項

- (1) 神奈川県障害者自立支援協議会の会長・副会長の選任について
- (2) 各圏域協議会等の県共通課題解決に向けた取組状況及び今後の取組について
- (3) 相談支援事業所の拡充・運営安定に向けた取組について

2 報告事項

- (1) 国調査「令和6年度相談支援事業の実施状況」について
- (2) 研修企画部会の開催状況について
 - ・相談支援従事者研修の開催状況について
 - ・基幹相談支援センター連絡会の開催状況について
 - ・障害福祉分野における相談支援体制等強化事業について
- (3) 権利擁護部会の開催状況について
- (4) 高次脳機能障害支援養成研修の開催状況について
- (5) 地域福祉課から
 - ・地域福祉課災害福祉グループの新設について
- (6) 障害サービス課から
 - ・就労選択支援事業の状況について

- ・今後の県立障害者支援施設のあり方について
- ・新たな地方独立行政法人の設立について
- ・強度行動障害の支援体制整備について
- ・「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム報告書」を受けて

配 布 資 料

1 協議事項

(1) 神奈川県障害者自立支援協議会の会長・副会長の選任について

【資料 1】神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱

(2) 各圏域協議会等の県共通課題解決に向けた取組状況及び今後の取組について

【資料 9】政令市・各障害保健福祉圏域の障害者自立支援協議会等の開催状況について

(3) 相談支援事業所の拡充・運営安定に向けた取組について

【資料 10】相談支援事業所の運営安定に向けた取り組みについて

2 報告事項

(1) 国調査「令和6年度相談支援事業の実施状況」について

【資料 2】国調査「令和6年度相談支援事業の実施状況」について

(2) 研修企画部会の開催状況について

【資料 3】研修企画部会の開催状況について

【資料 4】相談支援従事者研修の実施状況等について

【資料 5】相談支援事業所開設促進セミナーの開催予定について

【資料 6】障害福祉分野における相談支援体制等強化事業実施要綱

(3) 権利擁護部会の開催状況について

【資料 7】権利擁護部会の開催状況について

(4) 高次脳機能障害支援養成研修の開催状況について

【資料 8】高次脳機能障害支援養成研修の実施について

(5) 地域福祉課から

【資料 11】地域福祉課災害福祉グループの新設について

(6) 障害サービス課から

【資料 12-1】就労選択支援事業の状況について

【資料 12-2】今後の県立障害者支援施設のあり方について

【資料 12-3】新たな地方独立行政法人の設立について

【資料 12-4】強度行動障害の支援体制整備について

【資料 12-5】「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム報告を受けて

資料提供

- (1) 令和6年度神奈川県総合リハビリテーション支援センター 高次脳機能障害支援の取り組み
- (2) 県立障害者支援施設における利用者支援等の改善について
- (3) 障害者差別解消法チラシ

議事録

《事務局による進行（司会：障害福祉課 山下課長）》

- ・協議会の運営に関する事務連絡（資料確認及び委員の改選、出欠席の確認）
 - 欠席：吉田委員、菊本委員、奈良委員、小泉（亜）委員
 - 代理出席：中村委員の代理で渡辺氏が出席、杉山委員の代理で三瓶委員が出席
- ・大澤福祉部長挨拶
- ・会長副会長選任について事務局より発議提案、委員の互選による推薦の依頼

《八重樫委員》

神奈川県障害者自立支援協議会のこれまで協議会の会長にご尽力されております淑徳大学学長の、鈴木委員を推薦したいと思います。

《事務局》

他に推薦無し。他委員の賛成の拍手をもって鈴木委員へ承諾依頼。

《鈴木委員》

微力でございますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

《事務局》

鈴木委員を会長に選任、鈴木会長から副会長推薦の依頼。

《鈴木会長》

会長を拝命いたしまして、一緒にお力添えいただける方ということで、県精連の田中委員をご推薦申し上げたいと思っております。

田中委員は地域の実情に関する知見をお持ちであり、また相談支援事業者としての視点、また、地域の協議会での様々なご経験が豊富であると伺っておりますので、是非ともお願ひしたいと思っております。

また、これまで県精連の戸高様に副会長お願いしていたところでございます。現場からの声をしっかりと反映させるためにも、重ねて、田中委員にお願いしたいと思っております。

《事務局》

他委員へ賛否依頼。他委員の賛成の拍手をもって田中委員へ承諾依頼。

《田中副会長》

ありがとうございます。初めまして田中です。よろしくお願ひいたします。

※鈴木会長、田中副会長にそれぞれに会長席、副会長席へ移動していただき、就任挨拶依頼。

《鈴木会長》

皆様、改めまして、こんにちは。会長を務めさせていただくことになりました鈴木でございます。自立支援協議会の必要性、そして重要性につきましては、先ほどの大澤部長のお話の中にもございました。当事者の声を、広く集め、そして県政へ届けていくという大事な役割を持っております。

この協議会と並立する形で、施策審議会がございます。これをもとに政策を作るという審議会ですけれども、現場の声をそこに届けていき、そして、1人でも多くの方々のニーズを満たしていくという、そういったことを進めていきたいと思っております。

そのためには、委員の皆様の地に足のついた議論、そして、現場のお声、それが何よりでございますので、引き続き活発なご議論をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

《田中副会長》

先ほどご紹介に預かりました県精連の田中です。私は県の協議会で、補助事業である地域作業所の連絡協議会の活動をずっとしておりました。法律がどんどん進んでいく中、自分のところの事業所も、社会福祉法人化したり、施設を作ったり、或いは、相談支援事業所の立ち上げに関わったりして、地元をはじめ、神奈川県でこういった活動して、少しづつですが、発展してきました。

本来であれば先ほども申しましたが、県精連理事長の戸高がこの場に居るべきでしょうが、少し体調を崩しましたので私がこちらに立たせていただいております。皆様よろしくお願ひ致します。

《鈴木会長》

では、議事に入らせていただきたいと思います。今日の議事の進め方ですけれども、同じようなテーマのものをひとまとまりとして、ご説明をいただくという形をとらせていただきたいと思っております。この次第の順番と少し違っておりますけれども、事務局より、都度、どの資料を使ってということはご説明いただきたいと思います。

この後でございますが、まず相談支援に関する内容について、ひとつ大きく皆様と情報共有し、またご議論いただこうと思っております。

報告事項の（1）国調査、それから（2）研修企画部会について、そして同じ相談支援ということの流れの中で、協議事項（2）圏域協議会等の県共通課題に向けた取組み及び今後の取組みについて、そして、（3）相談支援事業所の拡充、運営安定の取組みについて。こういった順番でお話をさせていただきたいと思います。

次第の協議事項（2）だけということではなく、最初は報告事項の（1）、（2）、そして、続いて協議事項（2）、これをひとまとまりとしてまずご説明をいただこうと思います。

では、早速でございますけれども、報告事項の（1）国の調査 令和6年度相談支援事業の実施状況についてから、事務局よりご説明のほどお願い申し上げます。

《事務局》

- ・国調査「令和6年度相談支援事業の実施状況」について【資料2】に基づいて説明。
- ・研修企画部会の開催状況について【資料3】【資料4】【資料5】【資料6】に基づいて説明。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。では、続いて相談のところと関連があります協議事項の（2）でございます。各圏域協議会等の県共通課題解決に向けた取組状況及び今後の取組についてご説明いただきます。もう少し説明が続きますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

資料9に基づいて、お話をいただくわけでございますが、順番といたしましては、横須賀三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西、政令市でございます。では、資料9に基づいて説明させていただければと思います。

まずは横須賀・三浦圏域からお話をいただければと思います。

《山崎委員》

はい。資料が後ろから3枚目の裏側となります。圏域における共通課題についての取

り組みで、7月に全体会議を行いました。全体会及び事前の運営委員会で、打ち合わせをしたところ、平均で総勢50名近くの人数になり、50名近くでの検討は難しいとのこととなり、共通課題についての取組みは個別のワーキングにて再度、個別に検討していくことになりました。7月8月の日程調整で考えていましたが、9月にずれ込むことになりました。セルフプランのことやグループホームについてはそこで考えたいと思います。以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございます。では続いて湘南東部です。

《事務局》（湘南東部の吉田委員欠席のため、事務局より報告。）

8月18日に第1回が開催されました。今の資料で座長のところ空欄になっておりますが、代表と副代表の選出がございまして、座長は、光友会の松井さんにお願いすることになりました。

今年度については3回協議会を開催する予定で、その他、部会も年3回開催するという予定になっております。

県の目標、セルフプラン率1%削減とグループホームの質の向上については、この8月18日の協議会の中で、圏域ナビから報告があり、その場では特に意見はございませんでした。ただ、これまでに市町ごとに取り組んでいる内容として、セルフプラン率1%削減について、藤沢市では緊急時のプランの作成と計画相談セットで作成した場合に市単独の加算をつけているということですとか、寒川町では相談支援専門員が増員されたことなどの報告があがっています。

またグループホームの質の向上については藤沢市ではすでにこのグループホーム連絡会を開催しており、日中支援型のグループホームの実態調査を行って、協議会の事務局が訪問のヒアリングを行っているという報告を聞いております。

また寒川町、茅ヶ崎市では、合同の連絡会があるということでそちらも活性化していきますというお話がありますので、こういった統計を11月に第2回協議会が開催しますのでそこで共有をしていくということになっております。報告は以上です。

《鈴木会長》

内容報告ありがとうございました。では続きまして、湘南西部圏域、岡西さんお願いたします。

《岡西委員》

はい。湘南西部圏域を今年度担当いたします岡西と申します。よろしくお願いします。

資料は湘南東部の裏面ページになっております。

協議会に関しましては7月10日に開催いたしました。会長の選任に関しては、平塚市の社会福祉協議会、平塚市自立支援協議会の会長を務められております遠藤さんにお願いをしております。

議題に関しては記載の通りであります。まず共通の課題に関して今改めて相談関係のネットワークでも圏域内の市町の行政、基幹・委託の方は6月の時点でご協力いただけるような体制を組んでおります。改めて、この圏域の協議会の委員の皆様にも、ご理解いただくところです。

また、10月から開始をするこの議題の（5）の就労選択支援について、その地域の状況を圏域のナカポツセンター（障害者就業・生活支援センター）に、ご説明をいただいて、現状の課題等について協議の方をしております。

また、地域課題ですが、今年度に関しましては、県全体の共通課題にある一定程度焦点を絞らせていただいておりますが、もともと（1）に書いてあるグループホームに関しては、この湘南西部圏域の中で、協議会の中で課題という形で取り組んで参りましたので、その継続ということになります。

ここに記載しておりませんが、災害というようなところで、圏域においても大雨の関係で被害を受けた地域が複数ありましたので、そこに関しても記載はしておりませんが、取り組んでいくというところになっております。

取組みに関しても記載してある通りですが、当圏域各市町の協議会では、グループホームの連絡会が令和5年、6年度に順次組織化されていきました。加えて圏域でもグループホーム連絡会を組織しております。

その中で市町行政の方々、関係者の方々にお集まりいただいて、状況や質の確保、また、相談との連携について協議を重ね、研修会等に取り組んでいるところです。

（1）の上から3行目で、日中サービス支援型が圏域では現在10ヶ所運営されておりますが、グループホームの中でも、日中サービス支援型特有の地域の社会資源として期待される部分と課題というのも、圏域の中で整理されつつありますので、市町行政、グループホームの方々にお集まりいただいて、協議をする場を10月に設ける予定になっております。

（2）のセルフプラン率1%削減に関しましても、ここに記載してある通りとなっております。特に障害児に係る児童福祉法分に関しても、湘南西部圏域は一部の地域を除いては低い状況にはなっておりますが、成人の方も含めて、各々の取組みの強みというものを生かしながら参考にして取り組むということと、下から2行目に書いてありますが、他の圏域と連動して、10月に経営の部分、協働等に関する研修会、また11月は圏域の基幹や主任の方々、市町行政の方々にお集まりいただいて、この点についてより深め

て、下期に関しても取組みを進めていく予定になっております。以上です。

《鈴木会長》

はい。岡西さんありがとうございました。続きまして、県央圏域の八重樫さんお願ひいたします。

《八重樫委員》

はい。県央圏域でございます。7月31日に県央圏域自立支援協議会が開催されております。議題は、まずは県の協議会からの報告ということで、7市町村ございますので、そちらの方々に向けて、前回の県の協議会での今後の取組みの報告をしています。

相談支援体制の拡充、セルフプランを削減していくことと、グループホームの支援体制を強化していきましょうということで、各市町村さんの方にご協力を求める形でご報告をさせていただいております。

全県的なこの課題に対する取組、県央圏域の取り組みの状況でございますけれども、(2)の課題解決に向けた取組で、まず相談支援の体制の拡充と人材確保の点で、拡充とかセルフプラン率を下げていく観点と人材育成は少し論点が違うということで、2つの指標を持って今取り組んでいるところです。

まず、相談支援体制拡充に関しては、県央圏域では運営委員会を設置し、基幹相談支援センターと基幹未設置の市町村の職員にご参加していただいて、今の相談体制、セルフプラン率削減というところに向けて、今の状況はどうかというところをお尋ねしたところ、どこの市町村さんも課題感は皆さん持っていますけども、何から手をつけて良いかがわからないっていうような状況でした。

ただ、そう言いながらも実際取り組んでいる自治体もあって、市と当機関が共同して、先ほどお話がありましたけれども、機能強化型の設置に向けて、各事業所を訪問されている自治体もありました。実際に、法人の理事長のところにお邪魔して、相談支援に協力してくれないかというような働きかけをしているような自治体もございました。

やはり、セルフプラン率だけではなくて、特に町村部は相談体制自体どう作っていったらいいか、それは計画相談も含めて基幹も、どんな形で作り上げていったらしいかつてことで、今年度から、県の広域アドバイザーということで県自立支援協議会にご参画いただいている菊本さんと個別の自治体にお邪魔させていただいて、取組を開始したところです。

人材育成の観点で言いますと、県央圏域では、先ほど基幹相談支援センター連絡会でのご報告もあったかと思いますが、やはり、県央圏域の中で基幹と主任のネットワーク化を進めていきたいと思っております。

そうした中で、法定研修の実地指導のための研修会をしたりですとか、主任専門相談員の方々にも、主任専門相談員といえども基幹に配置されている方も事業所に配置されている方もいるので、まだどうしても若干温度差があつたり何をやつたらいいのかというところもあるので、来週、皆さんお集まりいただき懇談会を実施して、具体的に人材育成をどう進めていくかというところを協議していく予定になっております。

グループホーム連絡会等については基本的に6市町村ですでに実施されております。かなりいろいろと皆さん活動されておりまして、実際に事例を用いて事例検討しているところもあります。

地域推進会議を今年度設置しなければいけないというところで、横の繋がりを作ろうと、情報交換をされている自治体もあります。

なかなか世話人さんとかが研修のために外に出られないということで、出前講座という形で依頼を受けたら、そちらの方に行って研修会を行うというような自治体も出てきています。

県央圏域の特有の課題と言つていいのかどうかというところはありますけれども、この3年間で、やはり行動障害のある方々の地域での暮らしをどうやって支えていくかっていうところが、ずっと課題になっており、ずっと協議をやってきているところです。

今、発達障害者地域支援マネージャーの方が入所施設の方に入られて、支援者支援を始めて、グループホームの困難事例への対応に一緒にあって、地域の中でチームを組みながら支えていくっていう事例も出てきております。まずは県央圏域の中で、この所管に関わるであろう機関の方々に一度お集まりをいただきて、ざくばらんに情報交換をしていこうと思っております。

基幹センターと県の方にもご参加いただきて、あと、愛名やまゆり園ですか、地域支援マネージャーにも入っていただきて、9月に意見交換をする場を作つていきながら、本日、県の方からご報告があると思いますけれども、支援者支援というところでは、国の方の制度で広域的人材ですか、集中支援体制みたいなお話が出てきているので、こういうものをどうやって県央の中で体制整備していくかも合わせて皆さんと一緒に考えていくべきかなと思っているところです。以上です。

《鈴木会長》

はい。ありがとうございます。では続きまして県西圏域を。今回から、宝安寺の柳沢さん、お願ひいたします。

《柳沢委員》

よろしくお願ひします。4月から圏ナビ事業を担当させていただきまして、県西圏域

の2市8町回りをして、地域の現状を確認しているところです。

自立支援協議会の会長は開成町福祉介護課の中戸川さんにお願いをしていて、8月6日に対面で行わせていただいております。

県の共通課題について、県西圏域のところでも同様な課題が上がっていると感じています。まずセルフプラン率1%減についてですが、相談支援事業所に向けて、現況のアンケートを実施しています。

それをもとに、年度の後半にかけて、自治体や関係機関と一緒に訪問ヒアリングを行っていこうと思っています。

また県西地区は2市8町の広範囲で相談員が計画相談を行っておりますので、圏域として、相談員同士の繋がりを持つことで、業務効率化や一人で悩まない体制を働きかけなければと思っています。

グループホームの質の向上についてですが、グループホーム連絡会が令和6年度から立ち上っています。その中で事例検討会や権利擁護、障害特性などの動画を作成して、会議に出られない世話人さん向けの研修動画になっていますので、各事業所で見てもらえるような形をとり、質の向上を目指しているところです。

今後、圏ナビとしても運営会議から参画をしていくこととなっています。

報告は以上になります。

《鈴木会長》

はい。ありがとうございます。では、資料は少し前のページにお戻りいただきます。続きまして、横浜市です。お願いいいたします。

《渡辺氏（中村委員代理）》

はい。横浜市でございます。今年度、自立支援協議会の本体会議ですが3回予定しておりまして、5月23日に第1回を開催しました。

今年度の主なテーマとしましては昨年度、支援のヒント集というものを自立支援協議会で作りました。横浜市は18区ありますが、支援のヒント集を18区の自立支援協議会の中で活用していくことを目指して、その取組を進めていこうと思います。

説明は以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。それでは続きまして川崎市、竹田さん、お願いいいたします。

《竹田委員》

それでは川崎市の状況をご報告させていただきます。

川崎市は自立支援協議会を取組と課題抽出の場から、課題解決と実践の場に変えていきたいということで、ここ2、3年ぐらい、この取組を進めております。

そういう形になってきましたので、本日は資料をつけさせていただいております。どんなことをやっているかといいますと川崎市行政区が7区あり、区ごとに自立支援協議会を設置しております。

その中でいろんな課題が出てきます。それぞれの区が今何をしたい、何を優先的に取り組みたいのかということで、それぞれ協議会を設置しております。

例えば麻生区や、川崎区の自立支援協議会では、たまたま、県の課題としても同じですが、グループホームの情報がやっぱりなかなか市民の皆さん伝わりにくいことと、支援をやっていても、どこがどんな状況になっているのか見えにくいでところがあります。

こうした課題があることが、上がってきましたので、その次のページに、障害保健福祉部のプロジェクトでありますけれども、そうであればということで、行政の本庁等の人間も、この区の協議会に行って、具体的にどういうことなのかということも話を聞きながら、行政としてまずできることということで、それぞれの事業所の、どこにどんな資源があって、どれぐらい対応できるのだっていうところをまずリスト化して、皆さんで情報共有できるようにしようというような仕組みを今、大体作り終わって、間もなく実際稼働させることができます。

次のページをめくっていただくと障害者相談支援ネットワークミーティングがあります。やはり情報があっても、実際に具体の中身がどうなっているのかがなかなか見えないです。

相談支援をされている方とグループホームを運営されている方が一同に会していくことで、エリアごとにその価値を図って、エリアごとに相談支援をやっている方とグループホームをやられている方が、まず、それをお互いの実情や動きを知り、こういうふうにやっているということを考えていくために、グループワークする場を設けたりしています。

まだ、現在進行形の取組なので、まずはこういった形で、課題解決の場を作つて、仕組みを少しずつ作ってきたところです。

議論もこれからまだ継続していく中で、このグループホームもこういう課題があるので、こういうふうに一緒に解決していくことや、こういった研修していくこととか、場合によっては行政の方でこの仕組みを作つていこうということに、できれば発展させていきたいと思っております。

こうした取組は自立支援協議会で初ですが、地域を巻き込んだ形でネットワークを作

つていくという展開を今、私としては作っていきたいと考えています。

1つの題材として、本日はグループホームを紹介させていただきましたが、これ以外にもやっていく必要があるということで、1つ1つはかなり苦労がありますが、今こうした取組を少しづつ進めているということになっております。

一方、相談支援の部分、特にセルフプランのところについては、川崎市は政令市一番最下位かつ神奈川県内でも非常に悪いです。

これは相談支援の現場だけで解決する課題ではないのではないかとのことで、昨日（令和7年8月20日）、障害関係の部局だけではなく、財政部門、それから政策部門全部入ってもらって、庁内検討会議を立ち上げたところです。

計画相談だけではなくて、相談支援センターも区役所、保健所、福祉事務所も今、相当疲弊をしてきてています。計画相談だけ手を打っても相談支援全体がうまく回らないような感じになってきており、全序的に相談支援体制をどうしようかということで検討に着手したところです。まだ課題の洗い出しまでしかできておりませんので、対策はこれから詰めていくところです。取り組み状況としてはそのようなところです。

以上でございます。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。相模原市さんにおきましては、今回、委員の方が欠席でございますので、各自資料をご覧になってということで、代えさせていただきたいと思います。

大変長い時間、説明の時間をとっていただきました。最初のところの国調査、そして、研修企画部会での相談支援に関する取組、そして、各圏域協議会での取組、その中でも相談支援についての取組等々、様々なところをご紹介いただいたところでございますが、ここまでとのところで、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

何かございますか。説明の順番にかかわらず、順番は順不同でご質問いただいて結構でございます。私も竹田さんから先ほどから聞きたいなと思うこと、いろいろありますけれども、順番は自由でございますので、皆様、お声を上げていただければと思っております。いかがでしょうか。どうでしょうか。ありましたら、どうぞお願ひします。森下委員、どうぞ。

《森下委員》

はい。幾つかあります。1つ目は、竹田さんにお聞きしたいです。先ほどご説明ありましたが、川崎市において90名の相談員減というと、全県のプラスマイナス合計で川崎市が減った分が、ほとんどのマイナスを構成しています。いろいろな機構の変更が絡ん

でいると思いますが、何故 90 名減られたか、90 名は結構な人数かと思います。

《竹田委員》

実情を申しますと、相談支援専門員が 90 人減ったわけではないです。委託相談支援センターが計画相談と一緒にやっていました。

結果として、計画相談しかできなくなってしまい、福祉サービス利用をしていない人の相談がほとんどお断り状態になってしまっていた。それはいくらなんでもなかろうということで、3 年間の経過措置で、福祉サービスを利用されている方については計画相談をきちんと紹介していって、そうではない方の新しい相談を受けられるようにしようということで経過措置が終わったので、委託の相談支援センターの計画相談を全部外したっていうことです。

相談支援専門員そのものの数は減っていないのですが、計画相談を受ける役割が委託相談支援センターになくなつた中でマイナス 90 人になったということです。

《森下委員》

はい。ありがとうございました。今、横須賀市では逆の議論をしていると聞きました。結局、委託相談の人たちが、計画相談から離れていくと、今のように計画相談率は減つていきます。逆に委託相談の人は何を受け持っていくのかっていう話になりました。

横須賀市で議論が出ているのは、「委託相談ももう少し計画を作ってくれないか」ということです。

逆ですよね。そのことによってセルフプラン率をどうにか下げられるのではという議論が起こっています。これはどちらが正しくて、どちらの方策が良いかは分かりませんが、今の話ですとセルフプラン率は下げようという考え方に対しては、非常にマイナスの効果になってしまったということですね。

それで先ほど、川崎市では非常に業務が逼迫して煩雑になっていてそれをもう 1 回整理しなければならないと言ったときに、こここのところを、今のやり方が本当にどうなのか、業務の整理がイコール良い結果に結びつかない時は決してすべてはならないと思いますので、1 回ここは検証しないと、相当大きい減数字になってしまった印象として受けてしまいます。

《竹田委員》

ありがとうございます。他の都市の皆さんともいろいろお話を交換していてですが、お互いに隣の芝生が青く見て、計画相談だけやっているともう地域の関係も全然消えてしまって地域課題が全然解決できないっていうような相談支援センターもいらっしゃ

やるし、計画相談のないところは、計画相談が全然ないので、相談支援センターの個別の課題に追われてしまって何もできないとのことで、本当にお互いそれぞれに言い合っている状態ですね。

「にわとりと卵」の話になってしまいますが、いずれにしても地域課題を解決する機能がないと、相談支援の課題解決には繋がらないので、地域課題を解決するのは絶対担保する。その上で、計画相談はどのように数を確保していくかの議論を立てないと、延々に個別課題を追いかけることになってしまいます。まずは、そのようにやっていこうということで、川崎市としては今そのような方針を持っているということです。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。ここは、どちらのやり方が良いのかは本当に難しいところで、地域によってというところだと思います。

いずれにしろ、総数として、そもそも少ないっていうところ、大元の課題が本当に難しくなっていると思います。

はい、ありがとうございます。他に皆様から、どうでしょうか。各地域の取り組みも含めていかがでしょうか。

《森下委員》

今、総数との関係をお話しされましたが、今ここに出されているデータで、ちょっと計算しました。1人の相談員が受けている件数はだいたい20から30ぐらいですね。これは大きい町だから極端に50とか60あるかというと、決してそうではないです。

どこの市町も、総数に対する相談員の数で除してみると極端に1人が受けなければいけない数が大きく違いません。

すべてを精査していませんが、全数から見ると大体1人当たり26件です。昨年が22件で、前年度比較で1人当たり受けている人数が4人増えています。だから、介護保険制度と比較しても26件程度が果たして多い数字とは決して言えないですよね。ということは、数の問題ではなくて、やり方の問題として何が課題なのかは、やはり考えた上で話す必要があると思います。

あと、研修や様々な学習によって質の向上を図ろうとしていますが、相談員さんは非常に大変だなと思っております。私のイメージする相談員さんは、どんどん頭が大きくなりますけど、体が大きくならないので、歩こうとすると頭が大きくて、バランスが悪く非常に歩きにくくなっている状況です。頭でっかちになればなるほど歩きにくくなっています。

この「頭でっかち」とは、いろんなものを勉強すれば質が上がり、さらに質の高い相

談員が生まれれば、地域課題の解決へアプローチができると思われていますが、以前にもお話したことがあります、職員の能力、資質はそれぞれ違うと思っています。

相談現場で十分に力を発揮できる職員と、地域課題を見つけることができる職員と、制度設計にアプローチできる職員は、全く質が違うと思っています。今の話ですと地域課題を見つけるために、非常に能力の高い人たちを育てようということです。

福祉サービス現場との役割分担によって、相談員の担う内容や範囲の期待値だけが大きくなり、現場実情では計画相談に乗りにくい当事者が増えています。つまり、福祉サービスの現場との乖離性が、計画の難しさを生んでいます。だからよく地域の中の困難ケースが、制度に繋がらない人が結構困難ケースとして扱われているように見受けられます。環境調整が難しく混乱を招いていることも多く、相談員さんたちは困っています。

それらの解決策をネットワークやチームプレーでやろうとしても、なかなかそこに行けない。現在の研修の仕組みを含め、どこかで検証しないといけないです。

また、このセルフプラン率を下げるのは目標でも目的でもないですよね。障害のある人たちが地域で暮らしていく、幸せ感をどうプランニングして考えていくかが目標・目的です。セルフプラン率を下げることが目標や目的じゃないという状態が、この数字の操作の中から全然イメージできません。それが、現在の相談支援体制じゃないかと思います。

すごくわかりにくく話をしましたが、現在の研修の仕組みを含め、どんどん頭が大きくなつて身体だけが細って歩きにくい相談員さんたちがいっぱい生まれているのではないか、共通イメージとして持ちやすい表現かと思い話しました。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。相談支援専門員のどこにも関わってくるのかなというお話だったと思いますが、その研修とかって、もう少し検討していく必要があるというか、この協議会の中でも研修企画部会を持っていましたので、図っていく必要があるのかと思いますが、今の森下委員のお話について、どうでしょう、皆さんから相談支援の立場から、岡西さん、八重樫さん、いかがでしょうか。

《岡西委員》

はい。ありがとうございます。竹田さんのお話もそうですし、ご質問の部分も大変勉強させていただく形で聞きました。

森下さんがおっしゃられたように、湘南西部圏域でも、いわゆるセルフプラン率を下げる事が目標や目的ではない中で、障害のある方の生きにくさを環境との調整も含めて、相談支援専門員が本人さんのお話を聞いて一緒に考えて支援を展開する必要があり

ます。しかし、それが届いてない人が、圏域に確実にいらっしゃるというのは、各市町、基幹、いろんな相談員が感じていることなので、おっしゃっている意味はすごくよくわかりました。

川崎市の取組として現在は整理をする過渡期っていうところに関しても、規模感はうちのエリアとは違いますけど、基幹、委託、指定特定というようないわゆる一次、二次、三次の相談機能というようなところの棲み分け、役割分担が、まだまだできていなかつたり、曖昧だったりするところは共通していると思います。

お互いがお互いに効率的、効果的に繋がって、ちゃんと我が町の相談、本人と対地域というようなところに関して、協議会のフレームを地域で使いながら、できているかつていうと皆さんいろいろ葛藤しながら今取り組んでいるところです。

ですから、今お二方のご報告とか、ご質問、ご助言的なところは、エリアを持って帰りながら個人的にも未熟な部分もある為、一人の相談支援専門員としても、考えていかなければいけないと思います。お二人が仰っていたようなところは、すごく理解できますし、これはすべての地域で、川崎市さんに限らず、整備をしなければならないし、考えていく必要があります。

研修に関しては、現在の相談員のニーズっていうのか、地域ごともそうですし、各圏域ナビもそうだと思いますが、会議やアンケートも含めてテーマを抽出する中で、法定研修は資格の取得と継続更新を担保していくことが求められます。

地域では、地域実情に即した研修を打てるように、県と圏域、地域のスケールで、しっかり考えていく必要があるだろうと感じたところです。

《八重樫委員》

そうですね。森下さんの意見に賛同する部分は大いにあります、やはり相談支援体制を考えたときに、その計画相談だけを切り取って語るべき話ではないというのは正直なところあります。結局のところやはり、相談支援を必要としている人に支援が届いているかどうかというところが大事だとは思います。

ただ一方で、各市町村を回らせていただくと、委託相談の予算確保がやはり年々厳しくはなってきています。

そういう中で、かなり多問題的な家族の相談、専門相談が市町村の委託相談に結構紹介されている状況もあって、それを考えていくと、やはり計画が必要な人は、計画相談の方に流していかないと、難しくなってきているのではないかという印象を受けているところです。ただ、セルフプラン率1%削減させることが目標ではないので、やはり必要な方に届けるというところを、その目的を履き違えてしまうと違う議論になってしまふと思っております。

《鈴木会長》

はい。ありがとうございます。今、セルフプランのところの数字の気になるところから、川崎市のお話をいただきました。

また、森下委員からは相談支援そのものについての大きな疑問といいましょうか、課題のようなものを提案していただいたかと思っています。

《八重樫委員》

森下さんが仰っていた相談支援専門員が頭でっかちになってしまふのではないかっていうところで、1つはやっぱりマクロレベルで政策立案・提案していくところもあれば、その地域の中でネットワークを作っていくっていう役割もあり、個別の支援に特化して得意な相談員もいます。

それ全部いろいろ持ち合わせている相談支援専門員はいないと思っています。ですので、主任相談支援専門員や地域の基幹センターを中心に共同で一緒に取り組む人たちをどうやって見つけていけるかっていうところをやはり考えていかないといけないと思っています。

家族全体を支えていかなければならぬ方々が地域の中にいますが、みんながみんな個別支援に走り過ぎてしまい、万能にできる相談員ってそんなにいないと思っています。

例えば、綾瀬市で、本当に発達障害系の方々で入退院調整しなければならないような事例があったときに、計画相談だけで、やはりそこの調整が難しいです。

病院さんとのやりとりでそういうところに特化している職員もいて、その部分で一緒に連携してやっていくとかあります。

あとは、ネットワークを作っていくのが、いろんな人を巻き込んでいくのが得意な職員もいるので、そういう人たちを、1人の人がそういう専門的な人材ではなくて地域の中で分け合ってどうやって作っていくかということが、すごく今、求められているのではないかと思っています。

《鈴木会長》

はい、たくさんの意見が出ました通り、本当に計画相談を担う相談支援専門員の能力のところの課題もありますし、ミクロ、マクロ的に皆様、どういうふうな形になっていくのというのもありますし、また計画・委託・基幹という相談支援の仕組みのところもあります。

そういうこと、いろいろと、オール神奈川で考えなければいけないこともあります。

他方で、先ほど竹田委員が仰っていたように、川崎市としてこう考えるというようなその実態の考えですとか、地域の特性ということも含めて、先ほどの資料に載せる数でこれだけのばらつきがあるわけですので、当然それぞれの抱える課題は違ってくるということあります。このあたりのところはまたさらに、議論を深めていきたいところでありますけれども、また次の議題もありますし、今日ご欠席の研修企画部会の菊本委員、吉田委員にも、この辺りのところを少し考えていただきたいと思っていますので、一旦、ここまでにさせていただきたいと思います。

他に何かございますか。ここまで議題の中で、どうでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいようであれば、一旦休憩とさせていただきたいと思います。

再開後、相談支援のところまだ続きのところがございます。相談支援事業所の拡充、運営の安定に向けた取り組みに進んで参りたいと思います。

では、大変長丁場でございますけれども、前半ここまでとさせていただきます。ありがとうございます。

(休憩 10 分)

《鈴木会長》

それでは、再開させていただきたいと思います。先ほど、相談支援のところを説明いただきました。報告事項（2）、協議事項の（2）まで進み、質疑応答で、時間となりました。

協議事項の（3）相談支援事業所の拡充・運営安定に向けた取り組みについて、まずご説明をいただき、協議して形にしていきたいと思います。それでは、事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

《事務局》

相談支援事業所の拡充・運営安定に向けた取組について【資料10】相談支援事業所の運営安定に向けた取り組みについてに基づいて説明。

《鈴木会長》

ご説明ありがとうございます。今、ご説明いただきました、相談支援事業所の運営安定についての県としての取組がいろいろと行われているという話と最後のところでございますが、ぜひ、皆様へのご意見を伺いたいということで、開設促進だけではなく、既存事業所の運営安定すなわち、相談支援事業所の継続の可能性を、担保していくような取組、こういったことも進めていきたいということ。

また、そのセミナーを受講したものの、実際に開設に至っていないという、そういう人たちをどのように後押ししていく必要があるかというような、このあたりのところ、県の方向性について、皆様から、ご意見、とりわけ事例を伺いたいというお話でございました。皆さんからどうでございましょうか。ありましたら、お知らせいただければと思います。

また市町村でこういうことをやっているというものもぜひ、併せて教えていただければと思います。県がやってくださるものですが、第一義的には相談支援事業所を地域の中で増やしていくというのは、やはり市町村の役割と思っておりりますので、このあたりでの、何か良いものがあればお願ひしたいと思います。いかがでございましょうか。

行政の立場から横浜市からご意見いただきたいと思いますが、横浜市いかがでしょうか。行政の立場からお願ひします。

《渡辺氏（中村委員代理）》

はい。横浜市です。横浜市も独自に開設説明会を開催しております。横浜市の特徴はこの開設説明会の日に基幹相談支援センターの相談員の方にも来ていただいて、開設したいという相談員の方々と顔合わせを当日実施しているということがあります。

開設にあたって、新しいことを始めることで不安に思われている相談員の方々の不安の解消を少しでもしたいのと、運営を始めたときに基幹相談支援センターが相談支援事業所のバックアップをしていく役割を持っておりますので、相談しやすい、顔の見える関係づくりのファーストコンタクトをそこでしていただくことをしています。

ここに関しては効果があります。何かちょっと困り事がある時に名刺交換をした基幹相談支援センターに連絡をしやすくなります。

基幹相談支援センターの側も新規の事業所に対して、より手厚くバックアップすることができ、出入りしやすくなるというメリットは双方にあると感じております。以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございました。同様の取組されている横浜市からのご意見でした。他の皆様からどうでしょうか。先ほどのご説明のところを見ますと、一定の効果といいましょうか、やはり意味ある取組だろうなと思っております。

特に皆さんにお伺いしたいところでありますけれども、相談事業所の運営安定に関しての取組はどういうことが必要でしょうか。

いろいろあると思いますが、例えば報酬についての加算とか、或いは、相談支援事業所が共同で取り組むものとかいろいろあろうかと思いますが、そういうものについて

も、何かお知恵があれば、取組があればお聞きしたいと思いますがいかがでございましょうか。山崎委員から少しお話いただければと思います。

《山崎委員》

横三圏域で、事業安定運営ということでは、横須賀に関してはもう前にもお話したかと思いますが、協働モデル事業ということで、11事業所が去年初めて連携をとり、基本報酬機能強化型サービス利用支援費（I）で運営しています。

少し問題なのが、その単価が上がって確かに運営は少し改善されました。ただ、それで急に黒字になるかというとなかなか難しいところあります。

単価が上がることは確かに事業所にとって良いことですけど、機能強化型サービス利用支援費で運営するには常勤専任を必ず1人配置しなければならない決まりがあります。

退職もしくは異動により相談支援専門員が常勤専任配置できなくなってしまい、13事業所、15事業所と増えたりしながらも、離脱する事業所が出てしまい、増減を繰り返すことがあります。

横三圏域のセミナーには私も出させていただき、開設時には私も一緒に関わらせていただくこともあります。受講者から聞いていただければお話をさせていただきます。

ただ、新規事業所開設のお話を聞いた上で、破談になることが時々あります。

つい先日も来年を目指して開設するので、このあいだ聞いたお話でよかったですって言っていただき、よろしくお願ひしますとご挨拶に来てくださいり、横須賀市と協議しながら、1事業所増えるみたいだと話を先に進めてみたら、その法人の中で、相談員に回す人事異動ができないとの話がありました。

今、福祉現場で福祉人材はものすごく、本当になかなか採用できないという状態で、現場職から相談員に回す余裕がない状態です。

現状で、来年開所すると言っていたのがやはり開所できないとなる。つい先日の話です。本当に相談支援の件で本当にマイナスなお話で申し訳ないですけど、相談員を増やすと言っても、相談員が辞めてしまう、もしくは異動してしまうというその難しさの今後のところに、人材難で現場を支える支援者が増えないので、そちらに回す余裕がないというのも1つの原因だという状況をお話しさせていただきます。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。厳しい現実でしょうか、そもそも先ほどの廃止事業所の主な要因というところの2番にある相談人材の不足というところに関わってくると思います。

やはり、相談支援専門員として活躍するキャリアは、事業方針の中でどこに配置しても欲しい人材で、なかなか相談支援事業所に配置できないという、開設促進のところだけではなく、人材確保というところも併せて考えていかなければならぬと思った次第でございます。

他に皆さんいかがでございましょうか。よろしければ、良い教えや取組がございましたら、事務局にお知らせいただければ幸いです。よろしくお願ひ申し上げます。

では続きましてこれからは、次第に沿って進めて参りたいと思います。まずは（報告事項（3）番でございます。権利擁護部会の開催状況についてのご報告をお願いいたします。

《障害福祉課調整グループ》

（3）権利擁護部会の開催状況について【資料7】に基づいて報告

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。今のお話の中で、実際に権利擁護研修を担っていただいている、かながわ福祉サービス振興会の笹田委員からも補足等ございましたら、ちょうどいいできればと思いますが、いかがでございましょうか。

《笹田委員》

ご紹介いただきました、かながわ福祉サービス振興会の笹田と申します。

今の説明通りで、県西部の方からも複数の要望をいただいているところで、「設置者・管理者向け」、「虐待防止マネージャー向け」につきましては、それぞれの定員の2倍以上、応募いただいているます。

実施結果については、今説明の通り、次回報告させていただければと思います。以上です。

《鈴木会長》

はい。ありがとうございます。報告事項ですが、もう1項目、次の項目までご説明いただきまして質問にさせていただきたいと思います。続きまして報告事項（4）高次脳機能障害支援養成研修の開催状況について、ご説明お願い申し上げます。

《障害福祉課地域生活支援グループ》

（3）高次脳機能障害支援養成研修の開催状況について【資料8】に基づいて報告。

《鈴木会長》

ご説明ありがとうございました。この研修を行っておられる神奈川県リハビリテーション支援センターの村井委員に何か補足ございましたら、一言いただければと思います。いかがでございましょうか。

《村井委員》

県の方から、ご紹介ありましたが、結構ハードな研修会です。ただ、今年度の募集は、結構多くの方が応募され、もう定員をオーバーしております。

来年度以降も継続して実施しますのでご安心してください。該当する方があれば、市町村に申込みください。以上です。

《鈴木会長》

補足ありがとうございます。それでは、(3) 権利擁護部会の開催状況について、(4) 高次脳機能障害支援養成研修の開催状況について、この2つにつきまして皆様から、ご質問、ご意見ございましたらちょうどいできればと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、報告事項、進めさせていただきます。(5) 地域福祉課から、災害福祉グループの新設ということで、よろしくお願ひ申し上げます。

《地域支援課災害福祉グループ》

地域支援課から地域福祉課災害福祉グループの新設について【資料11】に基づいて報告。

《鈴木会長》

はい。ありがとうございました。ご質問につきましてはですね、(6) 障害福祉サービス課からの報告をいただきまして、併せてお願ひしたいと思います。障害サービス課からお願ひ申し上げます。

《障害サービス課》

- ・就労選択支援事業の状況について【資料12-1】に基づいて報告。
- ・今後の県立障害者支援施設のあり方について【資料12-2】に基づいて報告。
- ・新たな地方独立行政法人の設立について【資料12-3】に基づいて報告。
- ・強度行動障害の支援体制整備について【資料12-4】に基づいて報告。

- ・「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム報告書」を受けて【資料12-5】に基づいて報告。

《鈴木会長》

ありがとうございます。以上で地域福祉課、障害サービス課からの報告が終了ということになります。ここまで、地域福祉課、障害サービス課からの報告あわせて、皆さんからご質問ご意見ございましたらちょうどいできればと思います。いかがでございましょうか。順番は特にありません。よろしくお願ひいたします。

《森下委員》

まず災害対策で、今回の災害救助法改正、災害対策基本法改正の中で、一番注目することは、福祉サービスとして避難者や避難所を含めた見守り体制をやっていこうということが入ったことです。

まさに今までこの福祉や福祉サービスが、災害救助法の中で取り扱われなかつたことが、今回大きく前進しましたので、今後どのように考えていくかです。

もう1つは、その中の個別避難計画の取り組み推進について、なかなか進んでいないことです。

この個別支援避難計画を作る中で、優先順位をどう考えるか。例えば医療的ケアがある子どもたちや在宅酸素、人工呼吸器、さらに何らかの事前準備が必要な人たちからまず取り組みをスタートアップしようということを、どこの自治体市町村も検討していると思いますので、今後この協議会でも検討の必要性が高くなっています。

現在、県の医療課で、医療的ケア児の登録システムを作つて登録をすすめていますが、なかなか進んでいません。やはり、医療的ケア児の登録システムが各市町村のいろんな予算措置や財政的な、例えばこういう計画を作るときの1つの基礎データになると思うので、是非、この福祉避難計画の推進と医療的ケア児の登録の推進の組み合わせを府内で検討していただけだと、濃厚に支援の必要な人たちの初期段階の準備が早く進むのではないかと思います。

それと最後に、先ほどお話があった利用者の死亡事件の件です。取りまとめ報告の中で、「もう世の中に見捨てられたと思った。」というお父さんの言葉がすごく重く感じました。見捨てられたという思いに対し、今後の対策として報告書では、「協働型チームの支援」と記載されています。それでは協働型チームの支援とは何ぞやということです。再発防止に向けて、この報告書の中で体制の構築ということがたくさん書かれています。体制の構築とは、事前に準備するということですか。その準備する具体的なイメージが協働型チームにおける支援ということなのだろうと、この文章から読みとりました

けど、それでいいのですか。

つまり先ほど相談支援の話をしたときに、連携とかネットワークとかチームでやろうということが、非常に日常の中でいっぱい語られていながら、うまくいっていないということです。

そしてこのような事案があったときに、考えなければいけないということです。想像性の欠如です。こういう事案があったときに、目の前に現れたときは何か手を差し伸べるけど、目の前から一歩離れると想像の対象者にならない。今回の事件では、いろんな人たちが関わっていたのに、想像性の欠如が最終的に起こったということです。協働支援体制のチームについて、もっと具体的に考えないと、喉元過ぎたらまた同じようなことが起こらないよう、やはり想像性の欠如をどう考えたらいいかということを現場としても、もっと考えなければならないと思っています。

《鈴木会長》

ご質問ありがとうございます。災害福祉の部分について、個別避難計画の進捗で、医ケア児に関しては、登録システムにてもまだまだこれからの保障であるという状況です。様々な災害支援グループの中で出てきている業務内容は、さらにいろいろなものと連携をしながらやっていくのだろうなということを感じさせられます。ありがとうございます。

また、中井やまゆり園の元ご利用者の方の事件につきまして、事故事案についても、本当におっしゃる通りだと思います。

ここに書かれていることが、方向性というもの、引き継ぎがなされなければいけないですし、それをどういうふうにしていくのかについて実態あるものとして展開されなければいけないと思います。

この中井やまゆり園の元利用者の方の件に関しては、たまたまそれが起こったのが中井やまゆり園だったという話であって、そのような切実な状況で身を以って、相談支援、或いは支援者として、どう関わっていくことができるかというのは、先ほどの事務局のお話の中にもございました。

地域の中で、こういったケースではどうかということは、これまでも、いろいろとありますかと思うのですが、再度、是非、ご検討お願いしたいなと思った次第でございます。ありがとうございます。

他に皆様からいかがでございましょうか。どうぞ、小泉さんお願ひいたします。

《小泉委員》

県西の自立支援協議会とかでは、当事者自身がかなり福祉避難所であるとか災害の対

策がどうなっているかというところを非常に気にしている委員の方が多いです。

実際に、県の危機管理防災課は、被害想定調査を新しくして、その時に当事者団体にたくさんヒアリングをして、県民想定シナリオみたいなのが、実際に作られて、県のホームページとかに載っていると思います。

是非そういったところと連携しながら、シナリオを活用して、各福祉施設ですとか当事者団体と一緒にそのシナリオを活用して、実際に災害が起こったときにどういうふうに動いていくかっていう検討会や検証の場を持ったり、実際に避難所を体験できるような体験型の訓練であったりとかそういったものを是非、後押ししていって、実際に不安を抱える方が少なくなるような取組を後押ししていただけたらいいなと思いました。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。資料（5）防災のところです。小泉委員からのお話について、災害福祉グループから何かございましたらお願ひします。

《地域福祉課災害福祉グループ》

ご意見ありがとうございます。

県では、くらし安全防災局、健康医療局という部署がありまして、今までなかなか連携が難しいところもありましたが、本グループができてから、くらし安全防災局にも健康医療局にもよく顔を出すようにしております。まず部署同士の顔の見える関係というのは充実しつつあるかと思っております。

あと、訓練の方については、DWATが市町村の訓練に参加したり、或いは、直近で言えば来週、特別支援学校さんの訓練に参加する予定もあり、今後はできるだけそういう場に顔を出して繋がっていくということを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございました。では、下条委員、お願ひします。

《下条委員》

まず、災害ですけれども、先日、太平洋側の方に、津波の警報出ましたよね。あのときに、帰れなくなってしまった帰宅困難者の方が結構いらっしゃいました。知り合いというか、当事者のグループラインの中でも、自分の使う交通機関の情報が違って取得できない。どこがどうかっていうことがわからないとか、電車とバスがどこまで来ている

のか、止まってしまっていていつ回復するのかを自分で確認ができない方がおりました。

そういう方の情報を取得する部分をサポートしていただきたいなと思います。

自分の生活圏内の中で、普段生活する場所の避難所とか、そういうところは、整備が大切ですけれども、外に出かけた際に、障害を持つ人たちサポートがないと自宅に帰れない。出かけた際に何をすればいいのかわからないで、すごく慌ててしまって、パニックを起こしてしまう人が結構います。

そういうことを前から聞いていて、今回の警報が出たときも、ラインでやりとりをして、ここのところのサポートが全くないなというふうに感じました。

なので、災害の場合も、定点的なというか、もう固定されているところの支援も必要ですが、固定されていないところの支援というのも、もう少し考えたらいいのではないかと思います。

あともう1つ、やまゆりの件です。報告書など見させていただきました。

虐待のリスクと言っていますよね。ですけれども、この件って実際に、そのご家族が虐待をしている案件ではなく、本人、当事者の方の対応ができなくなってしまった上の事件ではないかと思います。

この場合、虐待をしていたわけではなく、その当事者、むしろ、その見方を変えると、当事者側が加害をしてしまっている状態、その本人に意識はなかったとしても周りの人たちに命の危険性を感じる加害をしてしまっている状態。こういうときに、サポートをするという目線がないというふうに感じました。

強度行動障害の方とか、自分自身でやっていることに対して責任を持てないというか、自分でそれをやりたくてやっていないのに、周りが危険な目に遭うという方のサポートは、今回の強度行動障害の方の意見もありましたけれども、やはり足りていないなっていうのと、サポートする職員の方々の安全とかはどうやって確保するのかっていうところが、まず目線に立っていないなっていうふうにこの報告書を見て思いました。

これを全部見ていて、じゃあどうしていくのかという具体的な例、再発防止策って見たときに、じゃあどうするのかっていうのが、やはり具体的に見えてこないというのがすごく感じていて、それを第三者の目線から見ていると思いますけど、実際に関わった人の目線から見ているのと全く違うのだなと感じました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。今の下条委員からのご指摘、ご意見ありますので、どうでしょう。何かあればと思いますがいかがでしょうか。ご意見として承るということでおろしいですか。

《障害サービス課県立障害者施設支援改革担当課長》

虐待について、親御さんの虐待が強く問題であるということではなく、そこまでいってしまうという危機的な状況、家庭の中で危機的な状況があつてSOSが発信されているということを察知して、必要に応じて、緊急的に福祉的な介入という形で、家庭に踏み込んでいく必要があるのではないかということで、虐待対応という言葉を使わせていただいております。

親御さんに何か問題があるとかそういったところを、強く言っているわけではなく、むしろ、社会の側、福祉の側が、御家庭に対して、より踏み込んだ支援として、介入というものが一つのタイミングなのではないかというところを強く認識したところであります。

また、本人の側から見たときに、やはり本人がどうであれ、虐待というものを受けている状態に対して、我々がやはり危機感を持って速やかに対応していく必要があるというところです。

虐待とかの報告を求める中で、この虐待という言葉、虐待リスクをどうすればいいのかということは、議論しましたけれども、そういう趣旨で使わせていただいております。以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございます。よろしいですか。続きまして小山委員お願いします。

《小山委員》

私は東日本大震災の時に横浜にいて、もう今自分がどこにいるのかちょっとわからなかつた状態でした。

知的の場合は結構遠くまで行きます。働く場所が一番遠くて東京っていう人もいて、本当あちこちに普段から行っています。要は、誰がどこに働きに行っているのか、例えば遊びの場合はどこに行くのかっていうのが、知的はかなり遠くまで行くので、皆そうすると、神奈川県内だけというわけじゃなくなります。

例えば、神奈川県からどこかに、こうこういう人たちが行きますよっていう、他の地域の都道府県に連絡をしてもらって、あと避難所にもこういった人たちがいますよっていう、何人ぐらいこっちの方がいると話ができる、それで、必ず連絡できるところがあって、避難するところはどこだって、ちゃんとわかるような地図みたいのがあったら良いと思います。

あのときは、本当に真っ暗闇で、電話も通じない状態でした。全然通じないし、さて

どうしようかっていう感じでした。知らない土地で、交通機関も本当、止まった状態でしたからね。

あともう1つ、就労選択についてなんですが、これは、お仕事を紹介しますっていう感じがありますけど、仕事を始めて働き出したら、例えば、困ったときに本当に来てくれるのかどうか、仕事を紹介してそれで終わりなのですか。それとも電話連絡したらすぐパッと来てくれるとかですか。

特に就労センターなんかは全然電話1本入れても来なくて、困った時に全然来なくて、こっちがやっと順調になってきたら、自分たちの支援している人達を入れて、どうみたいな感じで来て、そんな感じです。

そういうふうに思って、就労選択支援は、仕事を紹介するところなのかそれとも、それで困ったら助けてくれるところなのかどっちなのかということをちょっと知りたいですね。

《鈴木会長》

ありがとうございました。障害のある人が様々な場所に行ったとき、例えば、神奈川の人が、逆にどこだったら必ず支援があると、そういうようなことも含めて、

対応を考えるべきだというそこは是非とも、ご検討いただければと思います。

就労選択支援のことについてですけれども、障害サービス課事業支援グループ、お願いできますでしょうか。

《障害サービス課事業支援グループ》

就労選択支援というサービスは仕事を紹介するというサービスではなく、障害者ご本人がどういった形で働いていきたいとか、どういった適性があるかとかをアセスメントということでまとめた後に、そこから相談の方に繋いで、そこからさらに事業所を探していくといったその中間のサービスになります。

事業所を直接紹介するものではないです。ただ、1回受けたらそれで終わりではないです。例えば利用している就労継続支援B型事業所ではないところで働いてみたい、就労継続支援A型事業所、一般就労とか考えてみたいなと思った時には、何回でも使うことができるサービスです。

ですので、利用している就労の事業所で困ったときに相談できるサービスにはなりますけれど、その前に利用したいなということを市町村や相談支援に相談していただく必要があります。間に人はいるけど、助けてくれる福祉サービスと考えていただければいいと思います。

《小山委員》

ということは手続きしないといけないということですかね。

《障害サービス課事業支援グループ》

そうですね、就労選択支援を利用するということを、市町村がまず支給決定する必要があるので、申請の手続きが必要になります。

《小山委員》

そうするとなかなか定着はしていかないと思いますけどね。やはり、就労センターでさえなかなか来ないのでよね。

仕事が定着したら、ハイエナのようにすごく来て、「また来ているよ。」と言われて、「本当にもう。」とか言われて、そんな感じですよね。本当に困っている時に来なくて、それでいて、仕事で別な人間を紹介するときには、「ここね、ねえ、どう働いているの。」と聞いて、そういったそんな感じなのですよね。そういうことを本当にやるのなら、同じようなことをやるのだったら、多分、必要性がないと思うのですけど、どうなるかな。

《鈴木会長》

皆さんおっしゃっている就労選択支援というものが、仕事の直接のところのその手前で、どんな適性があるのかとかと調べるようなものなので、なかなか、仰っておられるような、働いた後のところの大変さっていうことに向き合えるかというと、どうもそこはそうではないらしいということだと思います。

ただ、やはり、まだまだこの先のところで、きちんと働き続けるために、どうやって伴走していくのかっていうことは考えていかなければいけないというのは分かったところです。

《小山委員》

ということは就労センターと大して変わらないってことですね。我々が求めているのは、働いた後のことなのですよね。それを助けて欲しいということです。

「親は我慢しなさい、もうここしかない。」って言います。それが虐待に繋がっていくのだっていう問題が出てきます。

《鈴木会長》

そういう切実な気持ちっていうところが、今、皆さんのが理解されたところなので、それをどういうふうな方向で充実させていくかっていうのは、これからまた考

えていけたらと思います。

障害のある方の就労についてとても大事なことを今、仰ってくださったと思いますので、受けとめていきたいと思います。

他に皆さんからいかがでしょうか。どうぞ、笹田委員お願いいいたします。

《笹田委員》

今回のやまゆり園の利用者の報告書のところで、気が付いたことをお伝えしたいと思います。先ほどの協働型チーム支援です。私どもの権利擁護センターは使用者虐待通報受付機関なのですけれども、実際には市町村の養護者虐待の件とか施設職員虐待関係の通報という問い合わせが多いです。

特に養護者支援に関しては、厚労省が出している市町村、都道府県、障害者虐待防止の手引きの中では、虐待防止に向けた相談体制のネットワークが、或いは、虐待が発生したときの地域のネットワークがなくてはいけないとか、或いは、やむを得ぬ措置をするために、事前にそういう施設を決めておいた方がいいですよとかが当たり前に書かれている状況です。私ども権利擁護センターの研修を実施する前に、市町村の実態調査的なアンケートをいつもおこなっていますが、整備状況がどうかっていうと、ちょっと芳しくない結果でした。

報告書ができて課題が整理されました。参考資料の中井やまゆり園アクションプランも含めていくと、今後、この報告書を受けて、現場で何をしていくかというところをやはり、きちんと見ていかなくてはいけないとは思います。

《鈴木会長》

はい。笹田委員ありがとうございます。報告書としてまとめられたことをどのように、利用者の方のもとに、また、地域の中で考えていくのかっていうことが大事だと思います。

この大事さというのは、報告書がまとまって終わりではなくて、その先にあるのは、神奈川県の中で、重い障害を抱えてこの中にあった方のような行動障害のあるという方が、このような形での最悪な状況に合わないよう、もっと言えば、もっともっとより良い支援、もっと良い場所を選ぶために、どういうことができるかということを考えていかなければいけないという出発点になるのかなと思っております。

他に皆様から、どうでしょうか。どうぞ、安田委員、お願いいいたします。

《安田委員》

県立施設の再整備についてのお話があったかと思います。2点お伺いしたいと思いま

す。今ちょうど、ご相談をいただいている肢体不自由の方が利用施設を探されている状況です。さがみ緑風園ですけれども、定員 40 人に対して現在 29 人の入所というのですが、今後の新規の入所利用の方、或いはショートステイの利用の方の相談は可能なのか、民間移譲に向けて減らしていく方向なので新規は難しいですよということなのか、そのあたりのご様子が伺えたらと思います。

併せて、厚木精華園さんが介護保険サービスへの移行というようなことで文言がありますが、これが個々の利用者のことなのか、それとも施設として介護保険の方に制度上、移行していくのかというようなところをお伺いできたらと思います。

《鈴木会長》

ありがとうございます。それにつきましては、障害サービス課運営指導グループからお話をいただきたいと思います。

《障害サービス課運営指導グループ》

まず、さがみ緑風園につきましては、定員を減らしているのは確かですけども、新規利用者を止めているわけでもないですので、ショートステイも含めて、ご相談させていただくことは可能です。地域支援課が窓口になりますので、ご相談いただければと思います。

続いて、介護保険サービスへの移行ということですが、厚木精華園はもともとご高齢の方が多い施設になります。65 歳以上の方は介護保険サービスが使えますので、個々の利用者さんの地域移行に向けて調整を進めていくという状況報告を記載させていただきました。

《安田委員》

ありがとうございます。私どもからするとやはり、さがみ緑風園、厚木精華園は医療体制が整っている入所施設ということで、地域の中で医療処置が必要になってきた方々をお願いできる施設ということで、期待をしているところがありますので、今みたいなお返事いただきありがたいと思います。

同様に、ここに書かれている、県で主体になって運営されている施設については支援力が多いということがあって、民間施設、或いはグループホーム等で、なかなか支援が難しい方についてこういった手厚い施設に期待を寄せている部分がございます。

ここまで出てきたいろいろな話し、中井やまゆり園の話とかも含めていろいろ皆さんと一緒に取り組みながら、ぜひ支援を生かしていただけるような活動、活躍をしていただけたらと、地域としては期待をしているという状況です。よろしくお願いしたいと思

います。

《鈴木会長》

安田委員ありがとうございます。ご意見として持ってくださいますようお願い申し上げます。他に皆さんからご意見いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

では、質疑協議についてはここまでとさせていただきます。何かございましたらまた、それぞれ、お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

議題ではございませんけれども、配布されている報告書、神奈川県総合リハビリテーション支援センター高次脳機能障害支援の取組ということで、村井先生にご説明いただけたらと思います。

《村井委員》

年次の報告となっております。県内でのネットワークが非常によくできております。政令市も含めてオール神奈川で協力して運営していますのでよろしくお願ひいたします。

お困りの事例があれば、県内どこでも相談します。我々の方でもいろいろ考えていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

《鈴木会長》

ありがとうございます。心強いお言葉いただきました。是非、この報告書を活用いただければと思います。

他に皆様から何か情報提供等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の議事は以上でございます。多くの議題がございましたけれども、多くのご意見を出していただきましてありがとうございました。それぞれ、必要なところで、受けとめていただきました。政策等に反映させていただければ幸いでございます。

では、ここからは進行を事務局にお返しさせていただきます。ありがとうございました。

《事務局による進行（司会：障害福祉課 山下課長）》

鈴木会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては長時間、大変お疲れ様でした。

今年度の協議会ですけれども、2回の開催を予定しております。次回は、令和8年3月頃の予定となっております。近くになりましたら改めて、出席確認をさせていただきますので、ご出席の方でご協力よろしくお願ひ致します。

それでは以上をもちまして、第 39 回神奈川県障害者自立支援協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。